	生	活困窮者	住居確保	R給付金	:支給申請	青書	
フリガナ							
①氏 名 							
②生年月日		昭和•平成	令和	年 月	日	満()歳
③電話番号						④性別	男・ラ
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	等 京 京 京 京 京 京 京 の 期 事 は の に の に の に の に に の に に の に に の に に の に に の に に の に の に の に に の の に の に の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の	業による場 計を主とし) のいずれ いること おそれがあ	合 て維持してい かに該当し [*] ること	ハたこと ス ていること	ては申請月に	ておいて維持 (する方に記載)	しているこ
収入(月	額)	円	F	円	円	円	ļ
預貯金	等	円	F	円	円	円	
		入(月額)が確 。雇用保険の失				▲ ときは収入の確定 する。	している直近

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うため に必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及 び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

甲 府 市 長様

記名押印又は署名

様式第一号(裏面) (様式1-1) (裏面)

(注意事項)

1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、 又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受 給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、甲府市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況 について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する甲府市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する 支給となります。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。 住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は甲府市の作成するプランに基づく就労支援を受けること
 - ①月4回以上、甲府市の面接等の支援を受ける
 - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける ※「やむを得ない休業」に該当する者については、②、③を除く。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではないこと(過去に住居確保給付金を受けたことがない)、又は、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力 団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断 を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要 な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しく は申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること

また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること

4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議 会が官公署から情報を求めること

<u> </u>		
甲府市長	様	
上記誓約事項及び同意事項に		
	記名押印又は署名 <u>[</u>]	

当初申請時

① 添付書類

1本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康 保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類

1 求職申込関係書類

公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写し

- 2 入居(予定)住宅関係書類
 - (1) 住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式2-2)